

令和5年 2月 7日
(一部更新) 令和5年 3月27日
(一部更新) 令和5年 5月 8日

学群学生
大学院学生 各位

教育担当副学長
加藤 光保

令和5年度授業の実施について

はじめに、学生のみなさんの継続した新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力により、授業や研究活動を継続できていることに感謝申し上げます。

現在、社会は、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとしたウィズコロナに向けた新しい段階に移行しています。各種行動制限の緩和が進められるとともに、ワクチン接種や治療薬の活用促進などの対応も進んでいます。しかし、感染は終息したわけではなく、引き続き感染防止の対応を続けることが必要となっています。

このような状況を踏まえ、本学における令和5年度授業の実施方針等を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。学生のみなさんがキャンパスを中心とした対面での学びや様々な交流を通じて、充実したキャンパスライフを送ることを願っています。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、方針を変更する場合には、改めて連絡します。

1. 令和5年度授業の実施について

1) 授業実施における基本方針

感染防止対策を講じたうえで、「対面授業」を基本として実施します。

なお、オンラインを活用した方が高い教育効果を有する科目については、「オンライン授業」を実施します。

※ 「対面授業科目」と「オンライン授業科目」の区分については、「2. 授業実施形態（対面授業・オンライン授業）について」を参照してください。

2) 構内での活動時における注意事項

対面授業は十分な感染対策を取った上で実施します。学生のみなさんは引き続き、授業の前後や授業中の教室の換気、手洗い、アルコール消毒など、基本的な感染症対策の継続にご協力をお願いします。なお、マスクの着用については各個人の判断に委ねることを基本とします。

2. 授業実施形態（対面授業・オンライン授業）について

1) 授業実施形態の区分

本学では、今後も対面とオンラインを組み合わせた授業科目など、授業の実施方法が多様化することが想定されることから、令和5年度以降、科目登録時に各授業科目の実施方法や60単位上限への計上の要否（説明は後述）を確認できるように、対面授業科目・オ

オンライン授業科目の分類を以下のとおり定義し、「授業方法の区分」としてKdB（開設授業科目一覧。<https://kdb.tsukuba.ac.jp/>）の備考欄とシラバスで示します。自身の履修計画を立てるにあたり、参考としてください。

【授業実施形態の区分設定表】

科目の区分	授業方法の区分	説明	60 単位上限への計上 (※学群生のみ)
対面 授業科目	① 対面	全時限対面授業により実施する授業科目。	含めない
	② 対面 (オンライン併用型)	対面授業とオンライン授業の併用により実施し、対面の割合が半数以上の授業科目。	
オンライン 授業科目	③ オンライン (対面併用型)	対面授業とオンライン授業の併用により実施し、対面の割合が半数未満の授業科目。	含める
	④ オンライン (オンデマンド型)	全時限をオンライン授業により実施し、主としてオンデマンド型により実施する授業科目。	
	⑤ オンライン (同時双方向型)	全時限をオンライン授業により実施し、主として同時双方向型により実施する授業科目。	

※ オンデマンド型とは、LMS (manaba) 等を用い、予め録画しておいた講義動画や資料等を学生が任意の時間帯に視聴できるものであり、学生が当該授業を行う教室等以外の場所で履修することにより、対面授業の一部または全てを代替する方式をいいます。また、授業終了後すみやかにインターネット等の方法により、「質疑応答等による十分な指導」が行われるとともに、「学生の意見の交換の機会」が確保されているものを指します。

※ 同時双方向型とは、オンラインシステムを用い、授業の様子を遠隔地に同時配信し、学生が当該授業を行う教室等以外の場所で、授業にリアルタイムで参加する方式をいいます。

2) 学群学生の卒業要件とオンライン授業科目 (※大学院学生は関係ありません)

学群学生については、各学群・学類等において、卒業要件として修得すべき卒業単位数がそれぞれ定められていますが、授業実施形態がオンライン (オンラインによる授業が総授業時間の半分以上を超えるもの) の科目については、卒業要件に算入できる単位数の上限が60 単位まで (以下「60 単位上限」と大学設置基準により定められています (大学院の課程を除く)。令和4年度までに修得したオンライン授業科目の単位数は、緊急時の特例措置として60 単位上限に含まれませんが、令和5年度以降にオンライン授業科目により修得した単位数は60 単位上限に含まれることとなりますので、学修計画を立てる際には注

意してください。

1年次（令和5年度入学者）の場合

学群・学類等において、卒業要件に算入できる単位数のうち、オンライン授業科目により修得した単位数が60単位を超えることがないように教育課程を編成しています。しかし、学生の履修方法によっては60単位を超える可能性がある学群・学類もあります。注意が必要な学群・学類については、所属組織より案内がありますので、注意するとともに、過度にオンライン授業科目を履修することがないようにしてください。

2年次以上の場合

在学生の方で、令和2年度～令和4年度に開講されたオンライン授業科目を履修して単位を修得している場合については、新型コロナウイルス感染症に対する緊急時の特例的な措置によりオンライン授業科目であっても対面授業科目として取り扱うため、当該年度に修得している単位については、卒業要件に算入できる60単位の上限には含まれないこととなります。注意が必要となるのは、令和5年度以降に履修するオンライン授業科目になりますが、2年次以上の学生はオンライン授業科目に偏った履修にならないように注意してください。

（例1：令和5年度1年次入学者の場合）

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
1年次	2年次	3年次	4年次

卒業するまでの間に60単位以内

（例2：令和3年度1年次入学者の場合）

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1年次	2年次	3年次	4年次

令和3年度と令和4年度に修得した単位は、全て対面授業科目の扱い

卒業するまでの間に60単位以内

[オンライン授業科目の60単位上限に関する注意事項]

- 令和5年度以降に修得した単位が対象となります。
- [授業実施形態の区分設定表]（以下「上表」）の区分が対面（上表の①、②）で始まる授業科目は「対面授業科目」と取り扱うため、60単位上限には含めません。
- 上表の区分がオンライン（上表の③、④、⑤）で始まる授業科目で修得した単位は、60単位上限の対象となりますので注意が必要です。
- 教育情報システム（TWINS）ではオンライン授業科目の算入上限のチェックは行われませんので、各自 KdB で授業実施形態を確認し、上限を超えないよう学修計画を立ててください。
- この60単位上限により、卒業要件に算入する単位数としてカウントできる範囲は制限されますが、60単位を超えて履修することに制約はありません。オンライン授業

科目を履修登録し、合格の成績評価であれば 60 単位を超えての単位修得は認められますが、超えた分の単位は卒業要件には算入されません。（「卒業要件算入は制限あり（60 単位上限）」、「履修／単位修得上は制約（上限）なし」となります。）

3. 学生への修学上の配慮について

1) 春学期の対面授業へ参加できない学生への配慮

学生自身に基礎疾患や持病がある等、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高いと認められた場合、履修上不利益とならないよう配慮を検討しますので、個別の配慮を希望する場合には「令和5年度春学期新型コロナウイルスに関わる対面授業履修配慮申請書」により、所属組織に対応する支援室等の教務担当へ申し出てください。（対象は春学期の授業となります。秋学期も継続する場合には改めて周知します。）

【申請期限】令和5年3月31日（金）17時00分

（※令和5年度新生は令和5年4月12日（水）17時00分を期限とします。）

[令和5年度新型コロナウイルスに関わる対面授業履修配慮申請書（EXCEL）](#)

なお、「令和5年度新型コロナウイルスに関わる対面授業履修配慮申請書」は新型コロナウイルスに関する理由での対面授業の履修配慮のみを対象とします。学生の障害を理由とした修学上の「合理的配慮」とは異なりますので注意してください。修学上の合理的配慮に関することはヒューマンエンパワーメント推進局（旧 DAC センター）へ相談してください。

2) やむを得ず授業等を欠席する場合

以下の場合等により授業等を欠席する必要がやむを得ず生じる場合において、可能な限り配慮するよう教員に依頼しております。これらの理由により授業等を欠席する場合は、速やかに学生各自で授業等の担当教員に事情を申し出てください。なお、体調に問題がなければ、自宅待機中にオンライン授業を受講しても構いません。

- ・ 学生が新型コロナウイルスに感染した場合
- ・ 医療機関等で PCR 検査が必要と判断され結果待ちの場合
- ・ 濃厚接触者として自宅待機となった場合
- ・ 体調不良（発熱・呼吸器症状・風邪症状がある場合で、新型コロナウイルス感染症の疑いのある学生）となった場合
- ・ 学生がワクチンの接種を受けるに当たり、接種のために授業等を欠席する必要がやむを得ず生じる場合
- ・ 新型コロナワクチンの副反応であるかにかかわらず、接種後、学生に発熱等の風邪の症状がみられる場合

4. その他

1) オンライン授業に係る学生向けの支援情報

学生向けの支援情報については、学術情報メディアセンターサイトに「オンライン授業受講案内」（<https://www.cc.tsukuba.ac.jp/wp/remote-lecture-students/>）にて公表しています。随時情報共有を行いますので、定期的に確認してください。

2) 学生スペースの開放

各教育組織・センター内の PC サテライト室、ラウンジ（学生控室）や自習スペース、大教室等の開放を行う場所等について WEB 掲示板 (TWINS) の「大学から学生へのお知らせ (学内専用)」(見つけづらい場合は「学生控室等の開放状況」等と検索してください) にて公開しています。情報は更新されますので、定期的に確認してください。

なお、サテライト室の開室状況については、こちらの URL で公開しています。

https://www.u.tsukuba.ac.jp/satellites_status/

3) 全学的な対応等の情報

本学の新型コロナウイルスへの対応指針や、活動形態の変更、その他重要な事項等については、引き続き大学ウェブサイトでお伝えします。Web 掲示板(TWINS ログイン内)と併せて定期的に更新情報を確認してください。また、不安や不明な点があれば、クラス担任、指導教員、授業担当教員等に相談してください。上記の連絡方法が分からない場合は、各エリア支援室に相談してください。

■ 新型コロナウイルス感染症への対応（まとめ）

(<https://www.tsukuba.ac.jp/about/antidisaster-crisismanagement/covid-19/>)

■ Web 掲示板 (TWINS)

(<https://twins.tsukuba.ac.jp/>)

更新履歴

更新日	更新内容
2023/3/27	マスクの着用を「各個人の判断に委ねることを基本」に変更 (更新項目 1. 2))
2023/5/8	本学の活動形態の変更(令和5年5月8日～)を受け、以下の記載を修正・削除(更新項目 1. 2) 及び 4. 3)) <ul style="list-style-type: none">・「教室の換気の徹底」を「教室の換気」に修正・入構する日の直近14日間の健康観察の記録の削除・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応指針の削除・新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フローの削除・学内食堂の利用に関する留意点の削除